

四日市市告示第 4 5 3 号

四日市市地域密着型サービス事業者等の指導及び監査実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市地域密着型サービス事業者等の指導及び監査実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市地域密着型サービス事業者等の指導及び監査実施要綱（平成 1 9 年四日市市告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指導及び監査の形態)</p> <p>第 4 条 指導の形態は<u>原則として</u>次のとおりとする。</p> <p>(1) 集団指導</p> <p>市が指定・許可の監督権限を持つ指定地域密着型サービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に<u>集めた講習等</u>の方法により指導を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、社会情勢等により同項第 2 号に規定する実地指導を行うことが困難であると市長が判断した場合は、同項第 1 号に規定する集団指導又はインターネットを介した指導若しくは市が指定した場所における指導を実施する。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>	<p>(指導及び監査の形態)</p> <p>第 4 条 指導の形態は<u>通常</u>次のとおりとする。</p> <p>(1) 集団指導</p> <p>市が指定・許可の監督権限を持つ指定地域密着型サービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に<u>集めて、講習</u>の方法により指導を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>2 (略)</u></p>

この要綱は、告示の日から施行する。

(健康福祉部健康福祉課)